

令和 4 年 5 月 31 日
十島村 土木交通課

十島村総合評価方式(特別簡易型)評価項目における
「ボランティア活動」の活動時留意点について

標記の件につきまして、令和 4 年 6 月 1 日以降、ボランティア活動を行われる際は、下記留意点を踏まえ、ご対応いただきますようお願い致します。下記留意点が適切に行われていない場合、総合評価方式評価項目における評価の対象外となる場合もございますのでご留意ください。

記

1) 対象評価項目 ボランティア活動の実績 (2.5 点満点)

2) 活動留意点 ・ 「ボランティア活動の実績」について

作業者が既に受注(施工)している工事の工事区域内、若しくは隣接、周辺区域において、ボランティア活動を行う際は、作業内容に関わらず、事前に工事監督員(村担当者)に工事打合簿を提出し、作業(ボランティア活動)内容や、工事請負変更契約での対応可否(工種追加)等を協議し、取扱い方針を決定した後、作業を開始すること。活動証明欄の取扱いについては、これまで同様とする。

以上

担当：土木交通課 地域整備室
TEL 099-222-2101